

## 第二回模擬労働委員会を開催

### － 健全な労使関係樹立にむけて －

10月23日、札幌市内で、労働委員会の「不当労働行為救済制度」について、その申し立て・調査・審問などを実践的に学習する「模擬労働委員会」の第二回目となる研修会を開催しました。

この模擬労働委員会研修は全国初として5月に開催されたものの第2回目です。

団体交渉の拒否や不誠実な団体交渉、また組合員であることを理由にした解雇や不利益な取り扱いなど「不当労働行為」が発生し、労働組合が労働委員会に救済を申し立てる際の救済申立書の作成から、調査・審問などを実践的に学習するものです。



研修は、田島恵一 連合中央アドバイザーによる「労働組合結成時の組織運営・対策と労働委員会の活用」と題した講演から始まりました。

「憲法・労働法の裏打ち。組合公然化時に不当労働行為をさせない方策(オルガナイザーの心得)。不幸に不当労働行為が発生した場合の対応。労働委員会闘争をテコにした団結強化と職場・地域での闘い」など、豊富な経験を元にした講演は、労働委員会に対する経験・知識の無い参加者はもちろん、経験・知識を有する参加者にも大変勉強になるものでした。

その後、2つのグループに分かれ、自治労 松岡敏裕組織拡大部長をアドバイザーに、「不当労働行為救済申立書」を作成し、模擬労働委員会への「救済申し立て」が行われました。

模擬労働委員会は、元北海道労働委員会会長であり、国内で不当労働行為研究の第一人者でもある道幸哲也北海道大学名誉教授を「公益委員」役とし、「労働者参与委員」役に運輸労連山田新吾事務局長、「使用者参与委員」に齋藤勉 連合北海道組織対策局長を配役。

被申立人である使用者側には、「代理人弁護士」役に山本功 札幌地区連合副事務局長、「補佐人」は社長役に田島アドバイザー、皆川洋仁組織対策局次長が専務役となり、シナリオの無い「第一回調査」から始まりました。

多くの場合、申立人・被申立人は同席せず、別々に「調査」が行われますが、時間の関係と、申立人役(参加者)が被申立人(使用者側)の発言等を知ることが出来るよう、一同に行いました。

今回の2つの事件は、明らかな「不当労働行為」であり、被申立人(使用者)は申し開きの出来ないケースでしたが、争点をはぐらかす発言や不適当な発言、苦し紛れの発言には、参加者がエキサイトしたり苦笑する場面もあり、また道幸公益委員(役)の鋭い指摘と質問には困窮する場面もあるなど、実り多いものとなりました。

連合北海道は、今後も様々な形で「攻め(組織拡大)と守り(合理化対策)と人材教育」に全力で取り組みます。



グループワークで「救済申立書」を作成。



「誠に…」を繰り返す社長→



←今回は弁護士バッチも大きめ



↑  
今回の参加者の方々は、ほぼ全員が発言！。活発でした。